| | | |
|---|---|---|
| 千葉県のうち<br>松戸市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 東京都のうち<br>大田区 | ［略］ | 一～三　［略］<br>四　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 新潟県のうち<br>新潟市のうち中央区 | ［略］ | 一　［略］<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上<br>三～五　［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 富山県のうち<br>高岡市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 山梨県のうち<br>南都留郡のうち山中湖村 | 同時に給油することができる自動車の数が十三以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十六キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が二十一キロリットル以上<br>四・五　［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 岐阜県のうち<br>瑞浪市 | 同時に給油することができる自動車の数が四以上 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 岐阜県のうち<br>羽島市 | 同時に給油することができる自動車の数が五以上 | ［略］ |

| | | |
|---|---|---|
| 千葉県のうち<br>松戸市 | 同時に給油することができる自動車の数が六以上 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 東京都のうち<br>大田区 | ［略］ | 一～三　［略］<br>四　容量三キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 新潟県のうち<br>新潟市のうち中央区 | ［略］ | 一　［略］<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上<br>三～五　［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 富山県のうち<br>高岡市 | 同時に給油することができる自動車の数が三以上 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 山梨県のうち<br>南都留郡のうち山中湖村 | 同時に給油することができる自動車の数が七以上 | 一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十六キロリットル以上<br>二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上<br>三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上<br>四・五　［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 岐阜県のうち<br>瑞浪市 | 同時に給油することができる自動車の数が九以上 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 岐阜県のうち<br>羽島市 | 同時に給油することができる自動車の数が八以上 | ［略］ |